

真庭市立勝山中学校 いじめ防止対策基本方針

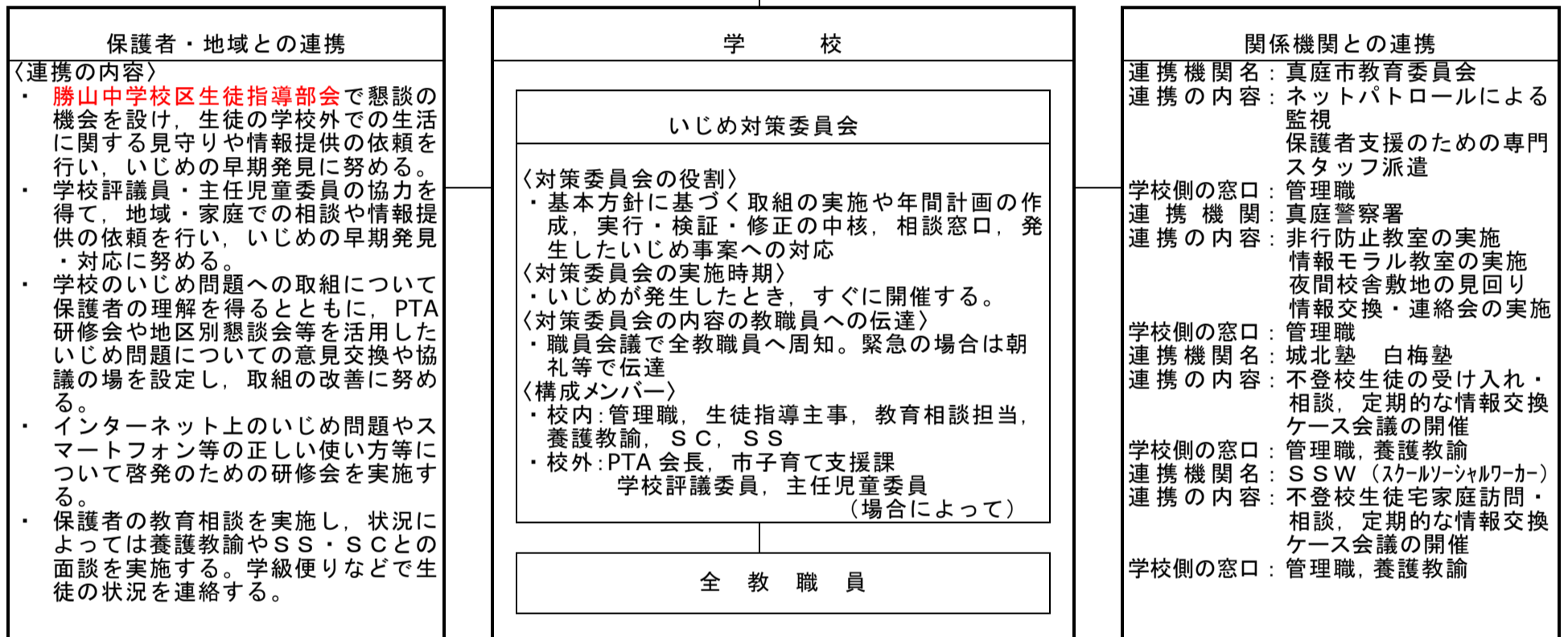
平成26年3月 策定
令和7年4月 改訂
令和8年4月

いじめに関する現状と課題

- いじめは、全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- 本校のいじめの認知件数は年間数件程度で推移しており、上級生になるに従って減少している。発生は1学期の人間関係作りの段階が多く、小学校からの人間関係に起因している場合も多い。また他人をからかう行為は上級生においても見られる。最近ではSNS等への書き込みに起因する生徒間トラブルが非常に増加している。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 生徒指導委員会が中心となって、担任や学年団だけにまかせず、いろいろな立場からいじめ問題解決のための取組を行う。
- 地域の各団体にも情報を提供し、地域連携を図る。
- いじめの未然防止に向けて日常的に生徒の様子を観察すると共に、褒めることで生徒を認め、自己有用感を感じられるようにする。
- 職員研修を行い、「いじめ」についての認識を深め、共有する。
- 年2回のQ U実施や年3回生徒全員対象の教育相談を実施することで生徒理解に努め、いじめの早期発見、情報の共有化を図る。
- 「生徒の声が聞こえる」授業の実践や学校行事、部活動などで生徒の活躍の場を多く設定し、達成感を感じられる学校づくりを進める。
- 〈重点となる取組〉
- 生徒から「いじめられている」（いじめを見た）などの情報が出やすい様な教師と生徒との人間関係を構築する。
- SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- 6月の「いじめについて考える週間」において、全学年・学級で道徳を実施し、いじめに対する意識の高揚を促す。また、生徒会活動を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする態度を育てる。
- 生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年実施する。
- 生徒・保護者・学校それぞれの立場から、携帯・スマホ・インターネットの利用に関するルールを考えていく。



学校が実施する取組

① いじめの防止	(生活環境づくり) ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うと共に、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図り、予防的な生徒指導を推進する。 (職員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。 (生徒会活動) ・いじめや人権について、意識の向上を図る。 (居場所作り) ・日常生活の授業や部活動、行事など生徒が達成感を感じ、充実感を感じられる学級・学校作りを進める。 (情報モラル教育) ・インターネット利用に関して真庭警察署や民間企業から講師を招いて情報モラル教室を行い、正しい使い方と危険性を学ぶ授業を行う。
② 早期発見	(実態把握) ・生徒の実態把握のため年2回Q Uを実施し生徒理解に努める。またその結果を活用し生徒全員対象の教育相談を年3回行う。 (相談体制の確立) ・日頃から休み時間などに生徒の様子に目を配り、生徒の小さな変化も見逃すことがないようにしていく。また、きめ細かく声かけを行い、相談しやすい人間関係を構築していく。 (情報共有) ・生徒の問題行動や気になる様子などについて、いつでも早急に情報共有できる体制を強化する。 (家庭への啓発) ・学年便りなどを活用し、生徒の様子を知らせるとともに、参観日やPTA総会などで資料を配付することで意識の向上を促す。
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・いじめについての情報が入った場合には、いじめ対策委員会と協力して担当学年・担任等が中心となり速やかに事実の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、速やかにいじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめの事実が確認された場合には、速やかに生徒の精神的・身体的安全を第一に考え全教職員で支援を行う。また当該生徒の保護者に対しても同様に支援を行う。 (いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒には事実を確認するとともに、該当生徒へ与えた精神的・肉体的苦痛を理解させ、決して許されない行為であることを理解させる。同時にいじめた生徒の抱える問題や人間関係などをきちんと把握し、保護者と協力して正しい人間関係の構築が出来るように継続して指導していく。 (他の生徒への働きかけ・啓発) ・アンケートや道徳、生徒集会などを実施し、生徒へ正しい人間関係作りを啓発していく。 *いじめが犯罪行為と認めるときは、警察との連携を図る。